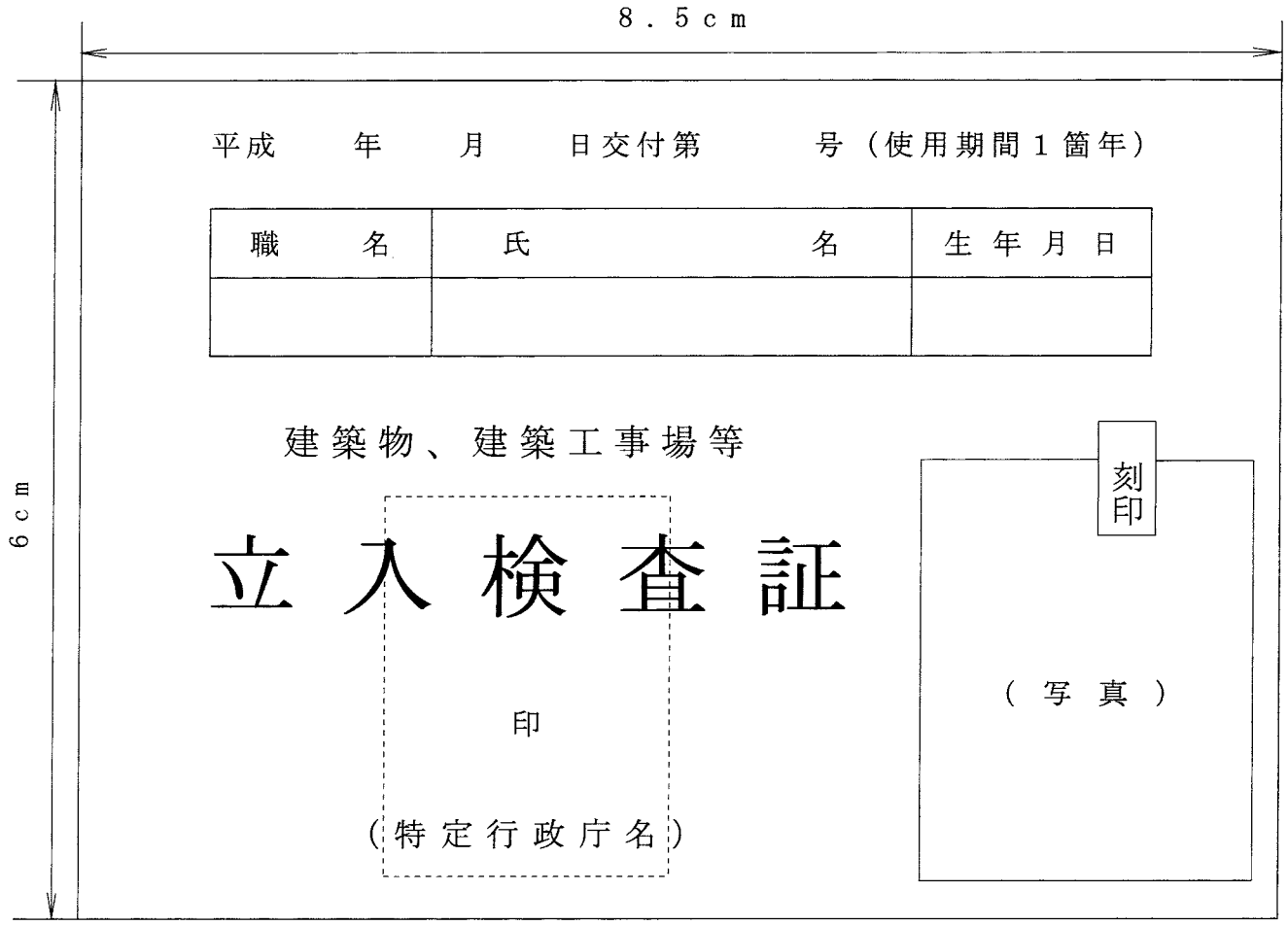
別記第三十八号様式（表面）を次のように改める。



別記第三十九号様式（表面）中「平成　年　月　日交付（使用期間１箇年）」を「平成　年　月　日交付第　号（使用期間１箇年）」に改め、「氏名」を「氏名　生年月日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十一月二十七日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付した改正前の建築基準法施行規則別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式による身分証明書は、それぞれこの省令による改正後の建築基準法施行規則別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式による身分証明書とみなす。

○国土交通省令第六十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、港湾調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

港湾調査規則の一部を改正する省令

港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び第九号」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号から第九号までを削る。

第五条中「（第四号を除く。）」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条第三号中「及び第四号」を削り、「、船舶運航事業若しくは陸上運送事業」を「若しくは船舶運航事業」に改め、同条第四号中「第四条第五号」を「第四条第四号」に改め、同条第五号中「第四条第六号から第八号まで」を「第四条第五号」に改め、同条中第六号を削り、同条第七号中「は握する」を「把握する」に改め、同号を同条第六号とする。

第九条第一項の表第四条各号（第四号を除く。）の項中「（第四号を除く。）」を削り、同表中第四条第四号の項を削る。

第十条第一項中「（第四号を除く。）」を削り、同項の表甲種港湾の項中「、第三号及び第九号」を「及び第三号」に改め、同表乙種港湾の項中「及び第九号」を削り、同条中第三項及び第四項を削る。

第十四条中第二項を削る。

第十五条の見出しを「（調査票等の保管）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、これを永年保存する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表北海道の項甲種港湾の欄中「石狩湾港　石狩港」を「石狩湾新港」に改め、同項乙種港湾の欄中「船泊港」及び「鬼脇港」を削る。

別表青森県の項甲種港湾の欄中「大湊港」を削り、同項乙種港湾の欄中「小湊港」を削り、「野辺地港」を「野辺地港　大湊港」に改める。

別表岩手県の項乙種港湾の欄中「八木港」を「八木港　小本港」に改める。

別表宮城県の項甲種港湾の欄中「気仙沼港」を削り、同項乙種港湾の欄中「雄勝港」を「雄勝港　気仙沼港」に改める。